

別紙 1

優先株式発行要項

1. 優先株式発行要項（A種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社C S KホールディングスA種優先株式（以下「A種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 15,000株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,000,000円
- (4) 払込金額の総額 15,000,000,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は7,500,000,000円（1株につき500,000円）とし、増加する資本準備金の額は7,500,000,000円（1株につき500,000円）とする。
- (6) 募集方法 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
- | | |
|-----------------|--------|
| 住友信託銀行株式会社 | 5,350株 |
| 株式会社三井住友銀行 | 5,650株 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,143株 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,857株 |
- (7) 各割当先の出資の目的とする財産の内容及び価額
- a. 住友信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社の当会社に対する以下の債権
2009年8月28日付約束手形に基づく貸付債権金50億円の全額
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金80億円のうち金3億5000万円
- b. 株式会社三井住友銀行
株式会社三井住友銀行の当会社に対する以下の債権
2008年9月30日付特殊当座借越契約書に基づく貸付債権金105億円のうち金56億5000万円
- c. 株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行の当会社に対する以下の債権
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金50億円のうち金21億4300万円
- d. 株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対する以下の債権
2003年12月26日付特別当座貸越約定書に基づく貸付債権金130億円のうち金18億5700万円
- (8) 給付期日 2009年9月30日
- (9) A種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）
- a. A種優先配当金
当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「A種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「A種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってA種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額

とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のA種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+1.0%の利率をいう。優先配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) A種優先株式に対する剰余金の配当(優先中間配当)

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先中間配当」という。)を行う。

(11) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(12) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会

社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。また、A種優先株式の残余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

(15) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(17) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(17)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(17)項若しくは第(18)項又はB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(17)項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべき

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(18) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、2012年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、A種優先株式については、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた額とする。

(19) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本(19)項第c.号に定める条件で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「A種優先株式取得請求」という。）。

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、(ii) ① 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び② 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(19)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(19)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、A種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、(i)給付期日（割当日）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）、又は(ii)給付期日（割当日）の翌日に先立つ45取引日目（ただし、終値のない日は取引日に含めない。）に始まる30取引日（ただし、終値のない日は取引日に含めない。）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方（ただし、下限は110円とする。）とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、A種優先株式の発行後、下記本号ii.に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii.の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii.又は本号iii.に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記本号i.に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 上記本号i.に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号i.に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
(ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求の競合

本(19)項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(20) A種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(21) A種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のA種優先株式取得請求受付場所に到達した時にA種優先株式取得請求の効力が生じる。

(22) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、2027年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。こ

の場合、当社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P 価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(23) 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(24) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当社株主総会において定款変更を含むA種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

2. 優先株式発行要項（B種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社CSKホールディングスB種優先株式（以下「B種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 15,000株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,000,000円
- (4) 払込金額の総額 15,000,000,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は7,500,000,000円（1株につき500,000円）とし、増加する資本準備金の額は7,500,000,000円（1株につき500,000円）とする。
- (6) 募集方法 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
- | | |
|-----------------|--------|
| 住友信託銀行株式会社 | 5,350株 |
| 株式会社三井住友銀行 | 5,650株 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,143株 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,857株 |
- (7) 各割当先の出資の目的とする財産の内容及び価額
- a. 住友信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社の当会社に対する以下の債権
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金50億円の全額
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金80億円のうち金3億5000万円
- b. 株式会社三井住友銀行
株式会社三井住友銀行の当会社に対する以下の債権
2008年9月30日付特殊当座借越契約書に基づく貸付債権金105億円のうち金48億5000万円
2009年8月28日付特殊当座借越契約書に基づく貸付債権金50億円のうち金8億円
- c. 株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行の当会社に対する以下の債権
2009年8月31日付約束手形に基づく貸付債権金50億円のうち金21億4300万円
- d. 株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対する以下の債権
2003年12月26日付特別当座貸越約定書に基づく貸付債権金130億円のうち金18億5700万円
- (8) 給付期日 2009年9月30日
- (9) B種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）
- a. B種優先配当金
当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「B種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってB種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、B種優先株式については、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。
当会社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式

質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のB種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+1.2%の利率をいう。優先配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) B種優先株式に対する剰余金の配当（優先中間配当）

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「B種優先中間配当」という。）を行う。

(11) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(12) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方

法により決定する。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。また、B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

(15) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(17) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

B種優先株主は、当社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(17)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当にかかるB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(17)項若しくは第(18)項又はA種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(17)項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべき

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(18) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、B種優先株式については、株式分割、併合その他調整が合理的に必要なとされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた額とする。

(19) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本(19)項第c.号に定める条件で、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「B種優先株式取得請求」という。）。

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、(ii) ① 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び② 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(19)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(19)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、(i)給付期日（割当日）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）、又は(ii)給付期日（割当日）の翌日に先立つ45取引日目（ただし、終値のない日は取引日に含めない。）に始まる30取引日（ただし、終値のない日は取引日に含めない。）の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方（ただし、下限は110円とする。）とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、B種優先株式の発行後、下記本号ii.に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii.の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii.又は本号iii.に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記本号i.に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 上記本号i.に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号i.に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号 ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求の競合

本(19)項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(20) B種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(21) B種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のB種優先株式取得請求受付場所に到達した時にB種優先株式取得請求の効力が生じる。

(22) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(23) 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(24) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当社株主総会において定款変更を含むB種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

3. 優先株式発行要項（C種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社CSKホールディングスC種優先株式（以下「C種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 227,273株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき11,000円
- (4) 払込金額の総額 2,500,003,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は1,250,001,500円（1株につき5,500円）とし、増加する資本準備金の額は1,250,001,500円（1株につき5,500円）とする。
- (6) 申込期日 2009年9月30日
- (7) 払込期日 2009年9月30日
- (8) 募集方法 第三者割当の方法により、全てのC種優先株式を合同会社ACAインベストメントに割り当てる。
- (9) C種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）

a. C種優先配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「C種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「C種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってC種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該C種優先中間配当の金額を控除した額をC種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、C種優先配当金額とC種優先中間配当の金額の合計額は1,100円（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるC種優先配当以外には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のC種優先配当金の金額

C種優先配当金額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額（11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、C種優先配当又はC種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業

日) ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) C種優先株式に対する剰余金の配当(優先中間配当)

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の1株当たりの払込金額(11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「C種優先中間配当」という。)を行う。

(11) 非累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がC種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(12) 非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、11,000円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。C種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、C種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、C種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

C種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。また、C種優先株式の残余財産の分配順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

(15) 議決権

C種優先株主は、株主総会において、1株を1単位とし、1単位につき1個の議決権を有する。

(16) 譲渡制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(17) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。また、当社は、新株予約権無償割当てを行うときは、当社の取締役会が合理的に判断するところにより、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに新株予約権無償割当てを行うことができる。

(18) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

C種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してC種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(18)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきC種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるC種優先株式1株当たりの取得価額は、11,000円（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするC種優先配当に係るC種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(18)項若しくは第(19)項又はA種優先株式、B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(18)項に基づくC種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(19) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保

有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するC種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるC種優先株式1株当たりの取得価額は、11,000円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当に係るC種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

(20) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

C種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、本(20)項第c.号に定める条件で、当社がC種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「C種優先株式取得請求」という。)

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったC種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のC種優先株式についてのみ、当該C種優先株主の株式対価取得請求に基づくC種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるC種優先株式以外の株式対価取得請求に係るC種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するC種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたC種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るC種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるC種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、(i)当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、(ii)①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったC種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記(20)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(20)項第a. 号の株式対価取得請求に基づき当社がC種優先株式の取得と引換えにC種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該C種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、C種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、C種優先株式の発行後、下記本号ii.に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii. の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該

基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii.又は本号iii.に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記本号i.に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 上記本号i.に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号i.に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号 ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求等の競合

本(20)項に基づくC種優先株式の株式対価取得請求日にC種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(21) C種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(22) C種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のC種優先株式取得請求受付場所に到達した時にC種優先株式取得請求の効力が生じる。

(23) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、C種優先株式の取得と引換えに、当該C種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の

総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

C種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(24) 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、C種優先配当及びC種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(25) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当会社株主総会において定款変更を含むC種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

4. 優先株式発行要項（D種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社CSKホールディングスD種優先株式（以下「D種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 2,273株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,100,000円
- (4) 払込金額の総額 2,500,300,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は1,250,150,000円（1株につき550,000円）とし、増加する資本準備金の額は1,250,150,000円（1株につき550,000円）とする。
- (6) 申込期日 2009年9月30日
- (7) 払込期日 2009年9月30日
- (8) 募集方法 第三者割当の方法により、全てのD種優先株式を合同会社ACAインベストメンツに割り当てる。
- (9) D種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）

a. D種優先配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「D種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「D種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってD種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該D種優先中間配当の金額を控除した額をD種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、D種優先配当金額とD種優先中間配当の金額の合計額は110,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるD種優先配当以外には、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のD種優先配当金の金額

D種優先配当金額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当率」とは、D種優先配当又はD種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンド

ン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) D種優先株式に対する剰余金の配当（優先中間配当）

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「D種優先中間配当」という。）を行う。

(11) 非累積条項

ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がD種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(12) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。D種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、D種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、D種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

D種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。また、D種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

(15) 議決権

D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 譲渡制限

譲渡によるD種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(17) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(18) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

D種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してD種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(18)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきD種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるD種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするD種優先配当に係るD種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(18)項若しくは第(19)項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(18)項に基づくD種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的方法によって取得がなされるものとする。

(19) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降

いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がD種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するD種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるD種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするD種優先配当に係るD種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

(20) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

D種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、本(20)項第c.号に定める条件で、当社がD種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「D種優先株式取得請求」という。）。

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のD種優先株式についてのみ、当該D種優先株主の株式対価取得請求に基づくD種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるD種優先株式以外の株式対価取得請求に係るD種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するD種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたD種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るD種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるD種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、(ii) ① 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び② 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(20)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(20)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当社がD種優先株式の取得と引換えにD種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該D種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、D種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、D種優先株式の発行後、下記本号ii.に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii.の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通

株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 ii. 又は本号 iii. に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記本号 i. に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。
- 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。
- 調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号 ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求等の競合

本(20)項に基づくD種優先株式の株式対価取得請求日にD種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(21) D種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(22) D種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のD種優先株式取得請求受付場所に到達した時にD種優先株式取得請求の効力が生じる。

(23) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、D種優先株式の取得と引換えに、当該D種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の

総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

D種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(24) 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、D種優先配当及びD種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(25) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当会社株主総会において定款変更を含むD種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

5. 優先株式発行要項（E種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社CSKホールディングスE種優先株式（以下「E種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 5,000株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,100,000円
- (4) 払込金額の総額 5,500,000,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は2,750,000,000円（1株につき550,000円）とし、増加する資本準備金の額は2,750,000,000円（1株につき550,000円）とする。
- (6) 申込期日 2009年9月30日
- (7) 払込期日 2009年9月30日
- (8) 募集方法 第三者割当の方法により、全てのE種優先株式を合同会社ACAインベストメンツに割り当てる。
- (9) E種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）

a. E種優先配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、E種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「E種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「E種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってE種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該E種優先中間配当の金額を控除した額をE種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、E種優先配当金額とE種優先中間配当の金額の合計額は110,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるE種優先配当以外には、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のE種優先配当金の金額

E種優先配当金額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当率」とは、E種優先配当又はE種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

- (10) E種優先株式に対する剰余金の配当（優先中間配当）
当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「E種優先中間配当」という。）を行う。
- (11) 非累積条項
ある事業年度において、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がE種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (12) 非参加条項
E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (13) 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。E種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、E種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、E種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
- (14) 優先順位
E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。また、E種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。
- (15) 議決権
E種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (16) 譲渡制限
譲渡によるE種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
- (17) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
当社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
当社は、E種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(18) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

E種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してE種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(18)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、E種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきE種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるE種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要な事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするE種優先配当に係るE種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(18)項若しくは第(19)項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(18)項に基づくE種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的方法によって取得がなされるものとする。

(19) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を

限度として、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するE種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるE種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするE種優先配当に係るE種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

(20) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

E種優先株主は、2011年9月1日以降いつでも、本(20)項第c.号に定める条件で、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「E種優先株式取得請求」という。）。

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったE種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のE種優先株式についてのみ、当該E種優先株主の株式対価取得請求に基づくE種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるE種優先株式以外の株式対価取得請求に係るE種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するE種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたE種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るE種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるE種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、(ii) ① 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び② 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったE種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(20)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(20)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当会社がE種優先株式の取得と引換えにE種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該E種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的

に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、E種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2012年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当会社は、E種優先株式の発行後、下記本号ii.に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号iii.の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ii.又は本号iii.に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の

普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記本号 i. に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。
- 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けられる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。
- 調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号 ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。
- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。
- d. 株式対価取得請求等の競合

本(20)項に基づくE種優先株式の株式対価取得請求日にE種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。
- (21) E種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (22) E種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のE種優先株式取得請求受付場所に到達した時にE種優先株式取得請求の効力が生じる。
- (23) 普通株式を対価とする取得条項
 - a. 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、E種優先株式の取得と引換えに、当該E種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額（ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。）又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第

234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

E種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(24) 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、E種優先配当及びE種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(25) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当会社株主総会において定款変更を含むE種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

6. 優先株式発行要項（F種優先株式）

- (1) 募集株式の種類 株式会社CSKホールディングスF種優先株式（以下「F種優先株式」という。）
- (2) 募集株式の数 5,000株
- (3) 募集株式の払込金額 1株につき1,100,000円
- (4) 払込金額の総額 5,500,000,000円
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は2,750,000,000円（1株につき550,000円）とし、増加する資本準備金の額は2,750,000,000円（1株につき550,000円）とする。
- (6) 申込期日 2009年9月30日
- (7) 払込期日 2009年9月30日
- (8) 募集方法 第三者割当の方法により、全てのF種優先株式を合同会社ACAインベストメントに割り当てる。
- (9) F種優先株式に対する剰余金の配当（優先期末配当）

a. F種優先配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）又はF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、F種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額（以下「F種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「F種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第(10)項に従ってF種優先中間配当（第(10)項において定義される。）を行った場合には、当該F種優先中間配当の金額を控除した額をF種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、F種優先配当金額とF種優先中間配当の金額の合計額は110,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。当社は、上記に定めるF種優先配当以外には、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. 剰余金の配当を行う場合のF種優先配当金の金額

F種優先配当金額は、F種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、1円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、F種優先配当又はF種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円TIBOR（6ヵ月物）（以下に定義される。）+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR（6ヵ月物）」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR（6ヵ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6ヵ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンド

ン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR（6ヵ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(10) F種優先株式に対する剰余金の配当（優先中間配当）

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式の1株当たりの払込金額（1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額（ただし、1円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「F種優先中間配当」という。）を行う。

(11) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がF種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(12) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(13) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。F種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、F種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、F種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(14) 優先順位

F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。また、F種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

(15) 議決権

F種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(16) 譲渡制限

譲渡によるF種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(17) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、F種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(18) 金銭を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

F種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してF種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求（以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本(18)項第b.号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、F種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきF種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

b. 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本(18)項若しくは第(19)項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

c. 金銭対価取得請求の競合

本(18)項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

(19) 金銭を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。）が最初に零となった日以降

いつでも（ただし、2014年4月1日以降に限る。）、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当社がF種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するF種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

b. 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要なとされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（1円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

(20) 普通株式を対価とする取得請求権

a. 取得請求権の内容

F種優先株主は、2013年3月1日以降いつでも、本(20)項第c.号に定める条件で、当社がF種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」といい、金銭対価取得請求とあわせて「F種優先株式取得請求」という。）。

b. 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、(i) F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式の数に、(ii) 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）のF種優先株式についてのみ、当該F種優先株主の株式対価取得請求に基づくF種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるF種優先株式以外の株式対価取得請求に係るF種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するF種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたF種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るF種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるF種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(i) 当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、(ii) ①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。）、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要なとされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記(20)項第c.号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）の総数をいう。

c. 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記(20)項第a.号の株式対価取得請求に基づき当社がF種優先株式の取得と引換えにF種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該F種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、F種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

(a) 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、2014年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

i. 転換価額調整式

当社は、F種優先株式の発行後、下記本号ii.に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、下記本号iii.の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通

株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 ii. 又は本号 iii. に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ii. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 上記本号 i. に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ii)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。
- 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号 i. に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。
- 調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

iii. その他の転換価額の調整

上記本号 ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- (i) 合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

- v. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

d. 株式対価取得請求等の競合

本(20)項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(21) F種優先株式取得請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(22) F種優先株式取得請求の効力発生

取得請求書が所定のF種優先株式取得請求受付場所に到達した時にF種優先株式取得請求の効力が生じる。

(23) 普通株式を対価とする取得条項

a. 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、F種優先株式の取得と引換えに、当該F種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWA P 価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円

位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

b. 一部強制取得

F種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

(24) 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、F種優先配当及びF種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(25) その他

上記に定めるものの他、本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役及びその指名する者に一任する。また、上記各項については、当会社株主総会において定款変更を含むF種優先株式の発行に必要な議案が承認されること及び関係法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。